

中山道鵜沼宿景観計画の変更について

景観計画変更理由

中山道鵜沼宿景観計画は、平成16年度から地元の方々と話し合いを重ねて、平成19年6月に策定。各務原市では初めての重点風景地区となった。

計画の策定から10年近くが経過し、その間に顕在化してきた景観課題に対応するべく風景形成基準の見直しを行う。

環境に配慮した太陽光パネル（瓦一体型）なども増えてきたため、環境とまちなみ保全の両立が考えられるようになってきたこともあり、屋根に関する基準を緩和する。

事 項	日 時	備 考
景観計画素案に関するワークショップ	平成16年10月26日 平成16年11月 8日 平成17年 6月28日 平成17年 7月27日 平成17年 9月 7日 平成17年10月13日	
中山道鵜沼宿の町並み保存再生に関する講演会	平成18年 4月28日	神奈川大学 西和夫教授
景観計画決定に関する説明会	平成18年 5月31日 平成19年 2月27日	
景観計画決定案の縦覧	平成19年 4月27日から 平成19年 5月11日まで	
各務原市景観審議会	平成19年 5月14日	
中山道鵜沼宿の町並み保存再生に関する講演会	平成19年 5月19日	神奈川大学 西和夫教授
各務原市都市計画審議会 意見聴取	平成19年 5月21日	
関係条例/規則の改正 ・ 各務原市都市景観条例 ・ 各務原市都市景観条例施行規則 ・ 各務原市屋外広告物条例 ・ 各務原市屋外広告物条例施行規則		平成19年 6月議会
景観計画 決定	平成19年 6月30日	
景観計画 施行	平成19年 8月 1日	
景観計画変更案に関する説明会	平成28年11月29日	
景観計画変更案の縦覧	平成28年12月 2日から 平成28年12月16日まで	
各務原市都市計画審議会 意見聴取	平成28年12月19日	
各務原市景観審議会	平成29年 1月 6日	
景観計画変更の決定告示 施行	平成29年 1月13日	

景観計画変更箇所

風景形成基準 (変更前)

項目	西町地区	東町地区	
建築物	高さ	中山道の道路境界より奥行15m までにある建物の高さは10m(2階)以下とし、15m 以遠は高さ13m(3階)以下とする。	中山道の道路境界より奥行15m までにある建物の高さは10m(2階)以下とし、15m 以遠は高さ20m(6階)以下とする。
	屋根	中山道に対して平入り勾配屋根を原則とし、屋根の素材は和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。	
	庇	中山道に面する建物の1階には庇を設け、隣り合う建物の庇の高さに合わせるよう努める。	
	格子	中山道から見る事ができる引き戸及び窓は木格子とするよう努める。	
	色彩※	外壁の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、基調色は無彩色(明度不問)か落ち着いた色合い(5R~5Y)の低明度か中明度(明度:8未満)で、低彩度色(彩度:4未満)を原則とする。 アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。	
		屋根の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、無彩色(明度不問)か低彩度色(彩度:4未満)を原則とする。	
	壁面位置	中山道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保して建てる。 やむを得ず建物を後退させる場合は、歴史的な趣を著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。	
設備	中山道から見る事ができる空調室外機、ガスボンベ等の室外に設ける設備は、目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で目隠しするなどの修景措置を施すよう努める。		

風景形成基準 (変更後)

項目	西町地区	東町地区	
建築物	高さ	中山道の道路境界より奥行15m までにある建物の高さは10m(2階)以下とし、15m 以遠は高さ13m(3階)以下とする。	中山道の道路境界より奥行15m までにある建物の高さは10m(2階)以下とし、15m 以遠は高さ20m(6階)以下とする。
	屋根	中山道に対して平入り勾配屋根を原則とし、屋根の素材は和風感のある瓦又はそれに準ずるものとするよう努める。ただし、中山道に面している屋根の素材は和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。	
	庇	中山道に面する建物の1階には庇を設け、隣り合う建物の庇の高さに合わせるよう努める。	
	格子	中山道から見る事ができる引き戸及び窓は木格子とするよう努める。	
	色彩※	外壁の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、基調色は無彩色(明度不問)か落ち着いた色合い(5R~5Y)の低明度か中明度(明度:8未満)で、低彩度色(彩度:4未満)を原則とする。 アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。	
		屋根の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、無彩色(明度不問)か低彩度色(彩度:4未満)を原則とする。	
	壁面位置	中山道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保して建てる。 やむを得ず建物を後退させる場合は、歴史的な趣を著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。	
設備	中山道から見る事ができる空調室外機、ガスボンベ等の室外に設ける設備は、目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で目隠しするなどの修景措置を施すよう努める。		